

庄原市LED防犯灯設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯を目的としたLEDの照明器具（以下「LED防犯灯」という。）を設置する住民自治組織（自治振興区及び当該自治振興区を構成する自治会等をいう。）に対し予算の範囲内において補助金を交付し、住民生活の安全確保と地球環境対策を推進するため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、LED防犯灯を設置する市内の自治振興区及び自治会等の市長が認めた住民自治組織（以下「補助対象団体」という。）とする。

(対象経費)

第3条 補助の対象経費は、LED防犯灯の新設に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、LED防犯灯1基当たりの設置に要する経費の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、4万2千円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、庄原市LED防犯灯設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) LED防犯灯設置工事見積書（内訳明細書）写し
- (2) LED防犯灯設置位置図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助することを決定したときは庄原市LED防犯灯設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請団体は、補助事業が完了したときは、庄原市LED防犯灯設置補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) LED防犯灯設置に係る工事費支払い領収書の写し
- (2) LED防犯灯設置の写真（施行前、施行後及び器具）
- (3) 防犯灯管理台帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める書類の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月

20日のいずれか早い日とする。

(補助金額確定等)

第8条 市長は、前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、庄原市LED防犯灯設置補助金交付確定通知書(様式第4号)により申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金額の確定を受けた申請団体は、延滞なく庄原市LED防犯灯設置補助金交付請求書(様式第5号)を提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(維持管理の経費)

第10条 この要綱の適用を受けて設置されたLED防犯灯の電気料金、その他維持管理に要する経費は、申請団体が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月14日から施行する。

(庄原市防犯灯設置補助金交付要綱の廃止)

2 庄原市防犯灯設置補助金交付要綱(平成17年庄原市告示183号)は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の庄原市防犯灯設置補助金交付要綱(以下「廃止要綱」という。)の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

4 平成21年度から平成22年度までに、廃止要綱の規定により補助金の交付を受け設置をし、2年を超えた防犯灯のうち、LED照明以外の照明の防犯灯からLED照明への初回の更新に限り、本補助金の補助対象とし、本要綱の規定を準用する。この場合において、第3条中「LED防犯灯の新設」とあるのは「LED防犯灯への更新」と、第4条中「LED防犯灯1基当たりの設置に要する経費」とあるのは「LED防犯灯1基当たりの更新に要する経費」と読み替えるものとする。

附 則(平成30年3月27日告示第19号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(庄原市LED防犯灯設置補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市LED防犯灯設置補助金交付要綱の規定により交付決定したものについては、なお従前の例による。